

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石川 修

### 公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑  
(2)指定管理者 株式会社 フードサービス福井  
(3)施設の所管課 健康福祉部社会福祉課
- 3 監査の期日 調査期間 令和6年12月20日から令和7年1月14日まで  
監査委員による監査期日 令和7年1月14日(火)
- 4 監査の範囲 令和5年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか。また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。  
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 6 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。  
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。  
 (3)利用促進のための努力はされているか。  
 (4)経費の縮減は図られているか。  
 (5)施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。  
 (6)施設管理に係る各種規程は整備されているか。  
 (7)利用促進および利用者サービスの向上に努めているか。

## 第2 監査対象の概要

### 1 施設の概要

施設名	鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑
所在地	鯖江市神明町2丁目8番4号
竣工時期・面積等	敷地面積 12,024.76㎡ 本館 1975年竣工 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,817.09㎡ 体育館 1986年竣工 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,770.76㎡ 作業棟 1975年竣工 鉄骨平屋建 155.61㎡ 車庫 2010年竣工 軽量鉄骨造平屋建 24.30㎡
指定管理開始日	平成20年4月1日
指定管理選定方法	公募

### 2 指定管理者の概要

名称	株式会社 フードサービス福井
代表者	代表取締役 北野 耕一
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日
指定管理料	なし 令和5年度営業継続負担金 35,500,000円

### 3 施設の利用状況

年度	施設	区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
R5	本館	営業日数	日	21	27	26	25	20	26	27	25	27	26	22	27	299	
		入湯客数	人	4,893	3,345	2,778	2,330	1,604	4,120	3,806	3,776	4,309	4,613	3,888	4,356	43,818	
		宿泊客数	人	53	444	320	480	999	400	370	492	270	119	212	387	4,546	
		日帰り客数	人	309	398	200	205	246	187	269	575	535	306	338	331	3,899	
	体育館	営業日数	日	24	24	26	25	23	24	25	24	22	22	23	26	288	
		教室利用者	人	785	885	1,064	957	764	922	1,038	828	865	796	806	863	10,573	
		ジム等利用者	人	1,069	1,135	1,331	1,262	1,060	1,220	1,286	1,188	1,385	1,648	1,649	1,465	15,698	
	総利用者			人	7,109	6,207	5,693	5,234	4,673	6,849	6,769	6,859	7,364	7,482	6,893	7,402	78,534
	R6	本館	営業日数	日	26	26	24	26	28	24	26	26	—	—	—	—	206
			入湯客数	人	3,889	3,834	3,227	3,502	3,172	3,266	3,838	3,845	—	—	—	—	28,573
宿泊客数			人	362	350	286	623	1,080	942	577	711	—	—	—	—	4,931	
日帰り客数			人	302	252	243	152	95	199	237	321	—	—	—	—	1,801	
体育館		営業日数	日	25	24	25	26	23	23	26	24	—	—	—	—	196	
		教室利用者	人	946	961	922	992	856	876	1,106	971	—	—	—	—	7,630	
		ジム等利用者	人	1,457	1,361	1,377	1,530	1,207	1,247	1,521	1,325	—	—	—	—	11,025	
総利用者			人	6,956	6,758	6,055	6,799	6,410	6,530	7,279	7,173	—	—	—	—	53,960	

※令和6年度の数值は、令和6年11月末現在

#### 4 収支決算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
施設運営収入	112,414,000	129,067,858	
利用料金収入	50,554,000	61,955,262	
入浴料	17,280,000	24,284,015	
宿泊料	25,200,000	27,820,747	
会議室料	694,000	694,100	
体育館使用料	7,380,000	9,156,400	体育館・児童クラブ
食事料収入	30,600,000	44,157,162	
酒・飲料収入	2,400,000	4,753,193	
売店収入	9,000,000	12,309,585	
その他	18,060,000	5,892,656	引き出物・商品券・マッサージ売上
自主事業収入	1,800,000	0	
健康福祉事業収入	1,488,000	673,750	歌楽人体操運営委託
事業外収入	840,000	1,998,784	自販機、マッサージ機他
助成金・給付金	0	0	
営業継続負担金	0	35,500,000	
指定管理料	0	0	
収入合計①	114,742,000	167,240,392	

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
管理運営費用	141,472,000	145,788,622	
人件費	48,000,000	51,339,665	社員7人、パート25人
消耗品費	6,500,000	6,377,582	消耗品、事務用品
燃料費	8,640,000	8,900,158	重油
光熱水費	40,884,000	26,377,274	水道、電気、ガス、灯油
修繕費	704,000	6,865,386	
通信運搬費	415,000	626,831	通信費、車両費
保険料	164,000	278,970	建物保険
委託料	10,043,000	9,532,881	衛生・保守管理費、講師等
使用料・賃借料	1,244,000	563,739	リース、販売促進
手数料	1,958,000	3,387,357	旅行会社手数料
広報費	1,410,000	1,178,413	新聞、ネット広告
備品購入費	0	0	
商品仕入	21,000,000	30,313,595	食材、売店等
その他	510,000	46,771	諸会費
自主事業経費	700,000	0	
健康福祉事業経費	1,190,000	673,750	
その他	1,380,000	21,191,563	
公租公課	1,380,000	21,168,763	消費税、入湯税
納付金	0	0	
その他	0	22,800	印紙代、支払利息
支出合計②	144,742,000	167,653,935	

収支差額(①-②)

△ 413,543

### 第3 監査の結果

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑の指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、一部の改善事項を除き、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、改善事項等は下記のとおりであり、留意すべき軽微な事務処理上の事項については口頭にて改善を促した。

#### 1 指摘事項

記載すべき事項なし

#### 2 改善事項

##### (1) 指定管理者名等の表示について【指定管理者】

施設内やパンフレット等に管理運営業務仕様書の記載のとおり指定管理者名等の表示を行われない。

##### (2) 報告書の提出と確認について【指定管理者・所管課】

基本協定書第6条に規定されている総括責任者について、書面での報告がない。また、同第12条の利用料金の承認や同第15条の再委託の承諾についての記録がない。さらに、同第21条に規定されている事業報告書や、同第22条に規定されている月例報告書において、「管理業務の実施状況」の報告がない。指定管理者は、協定書や仕様書に定められた報告を適正に行い、所管課は報告の確認を適正に行われない。

##### (3) 各種保守点検等の実施について【指定管理者・所管課】

各種保守点検等について、管理運営業務仕様書のとおりに行われていない。指定管理者は仕様書に応じた業務を行うこと。

なお、仕様書が実態に合わない場合には、所管課と指定管理者で協議を行い、仕様書の変更を検討すること。

##### (4) 施設賠償責任保険について【指定管理者・所管課】

管理運営業務仕様書では市が加入している「市民総合賠償保険」の補償額以上の保険に加入することとしているが、提出された書面では財物賠償の補償額が条件を満たしていない。指定管理者は、保険契約の見直しを行い、その内容を証する書面を速やかに提出し、所管課は報告内容の確認を適正に行われない。

(5) AEDの更新について【所管課】

現在設置されているAEDは平成20年に購入したもので、すでに17年が経過しており、メーカーが推奨する耐用年数を過ぎている。いざという時に問題なく使用出来るように本体の状態を確認し、更新を検討されたい。

3 意見

(1) 現金管理について【指定管理者】

指定管理業務における現金収入の管理において、必要以上の額と一定期間以上の現金保管の取り扱いについては、安全性を考慮した管理方法を検討し、適正管理に努められたい。

(2) 営業継続負担金について【所管課】

神明苑は、収益事業型の指定管理施設であるが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症等の影響や燃料価格の高騰に伴う光熱・燃料費の急激な増加により、営業継続負担金の支払いが続いている。一時的な費用ではなく、施設の老朽化や社会状況の変化による恒常的な費用の増加が見込まれる場合には、使用料の改定による収入増等を加味したうえで、次期更新時において、指定管理料の導入など見直しも考慮されたい。